

入札参加資格審査に関する運用基準

第2条関係

第2条第3項に規定する追加の審査は、入札参加資格を取得していない工種（定期の審査により建設業者等級格付名簿に登載された者が格付の取消しを受けた工種を除く。）について行うものとする。この場合、審査済の工種の完成工事高を追加の工種の完成工事高として分割分類することはできないものとする。

第3条関係

(1) 客観的評価事項について

審査項目及びその基準は、建設業法第27条の23第3項に基づき、国土交通大臣が定める事項を準用するものとする。

(2) 発注者別評価事項について

(ア) 有資格技術者の保有状況とは、一定の資格を有する技術者の人数の状況をいい、技術者資格及び人数は別表1によるものとする。

(イ) 施工実績とは、工事種類別施工実績及び元請施工実績をいい、工事種類別施工実績は、工事種類別完成工事高（2箇年又は3箇年。以下同じ。）の平均額をいい、元請施工実績とは、審査基準日前2箇年内における一元請工事の最高額をいう。

(ウ) 自己資本額とは、客観的事項における審査基準日現在の自己資本額をいう。

(エ) 工事成績とは、秋田県工事成績評定要領に基づく工事成績評定点数及び努力要請の指導状況並びに秋田県優良工事表彰要綱等に基づく状況をいう。

(オ) 納税の状況とは、県税、町税全般にわたる納税状況をいう。

(カ) 指名停止等の状況とは、小坂町建設工事指名停止基準による有資格業者の指名停止状況をいう。

(キ) 営業内容とは、無資格業者に対する建設業法による監督処分の状況又は有資格業者に対する県又は町の格付の取消措置の状況をいう。

(ク) 工種別の技術職員数とは、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の審査結果通知書における各工種ごとの技術職員数（同一人が3工種以上の資格を有し、かつ加点されなかった工種の1級又は2級技術者の資格がある場合における当該工種ごとの技術職員数を含む。）をいう。

(ケ) 社会的要請への対応状況とは、賃金水準の引き上げの状況、障害者の雇用状況、保護観察対象者等の雇用状況並びに健康経営優良法人認定及び秋田県SDGsパートナー登録の状況をいい、賃金水準の引き上げの状況とは一人当たり給与等支払額の対前年の増加率又は対全国平均の賃金水準の状況をいい、障害者の雇用状況とは身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者の人数の状況をいい、保護観察対象者等の雇用状況とは更正保護法第48条に規定する保護観察中の者又は同法第85条に規定する更正緊急保護中の者の人数の状況をいう。

(コ) 地域貢献活動の実施状況とは、秋田県内において行われた自主的な活動のうち、災害対応活動、除雪活動その他地域の安全・安心なまちづくりに寄与する活動等の状況をいう。

- (サ) 社会保険等の加入の状況とは、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入状況及び納入状況をいう。
- (シ) 人材の確保・育成の状況とは、男女共同参画への取組状況、若年者又は女性を常時雇用として採用している人数の状況、4週8休の達成状況及びCCUS（建設キャリアアップシステム）の事業者登録の状況をいい、男女共同参画への取組状況とは、男女共同参画職場づくり事業（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第3項の規定による一般事業主行動計画の届出、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項又は第7項の規定による一般事業主行動計画の届出、女性の登用等の状況を内容として秋田県次世代・女性活躍支援課が実施する男女がともに働きやすい職場の環境を整備することにより男女共同参画を促進するための事業をいう。）における認定の状況をいい、4週8休の達成状況とは完全週休2日制（変則週休2日制を含む。）による4週8休の達成状況をいう。

附 則

この基準は、平成7年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年12月1日から施行する。

この改正による改正後の規定は、平成19年4月1日から適用する入札参加資格に係る審査について適用するものとし、適用期日前に行う審査については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この基準は、平成20年8月1日から施行する。

この改正による改正後の規定は、平成21年4月1日から適用する入札参加資格に係る審査について適用するものとし、適用期日前に行う審査については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この基準は、平成28年12月1日から施行する。

この改正による改正後の規定は、平成29年4月1日から適用する入札参加資格に係る審査について適用するものとし、適用期日前に行う審査については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この基準は、平成30年12月1日から施行する。

この改正による改正後の規定は、平成31年4月1日から適用する入札参加資格に係る審査について適用するものとし、適用期日前に行う審査については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この基準は、令和2年12月1日から施行する。

この改正による改正後の規定は、令和 3 年 5 月 1 日から適用する入札参加資格に係る審査について適用するものとし、適用期日前に行う審査については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この基準は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

この改正による改正後の規定は、令和 5 年 5 月 1 日から適用する入札参加資格に係る審査について適用するものとし、適用期日前に行う審査については、なお従前の例によるものとする。

別表 1

有 資 格 技 術 者 の 保 有 基 準

※ () 内は、うち1級の人数

工 種	有 資 格 技 術 者	等級	令和3・4年度適用	令和5・6年度適用
一般土木	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(土木) 1級建設機械施工管理技士 2級建設機械施工管理技師(第1～6種)	A B C	10名(4名)以上 5名(1名)以上 3名以上	10名(4名)以上 5名(1名)以上 3名以上
法 面	のり面施工管理技術者	A	1名以上	1名以上
建築一式	1級建築士・2級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士(建築)	A B C	10名(4名)以上 5名(1名)以上 3名以上	10名(4名)以上 5名(1名)以上 3名以上
電 気	1・2級電気工事施工管理技士 電気主任技術者・電気工事士	A B	6名(2名)以上 3名以上	6名(2名)以上 3名以上
給排水	1級管工事施工管理技士 2級管工事施工管理技士	A B	6名(2名)以上 3名以上	6名(2名)以上 3名以上
鋼構造物	1級土木施工管理技士・1級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士(躯体)	A B	4名(2名)以上 3名以上	4名(2名)以上 3名以上
舗 装	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(土木) 1級建設機械施工管理技士 2級建設機械施工管理技士(第1～第6種) 1級舗装施工管理技術者 2級舗装施工管理技術者	A B	10名以上 (1級土木と1級建設機械の合計が4名以上) (舗装2名(1級1名)以上) 5名以上 (1級土木と1級建設機械のいずれかが1名以上) (舗装1名以上)	10名以上 (1級土木と1級建設機械の合計が4名以上) (舗装2名(1級1名)以上) 5名以上 (1級土木と1級建設機械のいずれかが1名以上) (舗装1名以上)
一般塗装	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装) 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士(仕上げ) 1・2級塗装技能士(建築塗装又は鋼橋塗装)	A B	5名(2名)以上 3名以上	5名(2名)以上 3名以上
路面標示	路面標示施工技能士	A	2名以上	2名以上
造 園	1級造園施工管理技士 2級造園施工管理技士	A B	5名(2名)以上 3名以上	5名(2名)以上 3名以上

解体	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（土木） 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（建築） 2級建築施工管理技士（躯体） 解体工事施工技士	A	3名以上 （解体工事施工技士2名以上）	3名以上 （解体工事施工技士2名以上）
----	--	---	------------------------	------------------------

備考

- 1 各工種ごとに、建設業法で規定する建設業の種類別技術者資格要件に合致する技術士は1級扱いとする。
- 2 資格審査を受けようとする工種が解体である場合、解体工事施工技士を除く各資格の平成27年度以前の技術検定の合格者については、登録解体工事講習の修了者又は合格後解体工事関し1年以上の実務経験がある者に限る。